

1章

事業概要

1 - 1 事業の背景と目的

1. 事業の背景

20世紀は経済社会システムにおいて行政が大きな役割を担った時代であった。行政が、コミュニティや家族の役割も部分的に代替し、医療、福祉、教育といった公共サービスを提供する存在として、一元的な政策立案・実施が行政の公平性、中立性、専門性という前提のもとに行われてきた。

しかし、経済社会が成熟し、価値観が多様化する中で、公平性、中立性を前提とする行政だけでは、公益に対するニーズに応えることが難しくなっている。行政が一元的に公益を判断し、実施するのではなく、行政、企業、NPO、コミュニティビジネス、個人が対等な立場で、それぞれの多様な価値観をベースとして、多元的に公益を企画立案・実施する時代に入っている。

現在、行政や企業では解決できない地域の課題を解決し豊かな地域社会を形成する新たな手法としてコミュニティビジネスが注目されており、その役割は年々重要性を増している。また、地域住民による地域発のベンチャービジネスであるコミュニティビジネスは、創業機会・雇用の創出等の経済効果による地域経済活性化の有効なツールとしても期待されている。

実際に、コミュニティビジネス実施団体の裾野も広がり、行政をはじめとしてこれらを支援する機関の意識も高まりを見せているものの、現状ではコミュニティビジネスを支援する施策は散発的であり、コミュニティビジネス創出育成のための効果的なプログラムが確立されていない。

2. 事業の目的

コミュニティビジネスに関しては、国、自治体等で様々な調査が行われている。しかし、コミュニティビジネスを支援することに関しては、どのような手順を踏んだらよいのか分からないという自治体等も多く、実際に支援の取り組みを行っている場合においても、試行錯誤の渦中というケースが大半である。

このような状況においては、一刻も早くコミュニティビジネスを創出育成していくためのコツを明らかにし、効果的支援策を講じるためのノウハウを確立することが必要である。本事業は、いわばそうしたことの指南書作成を目指し実施したものである。

また、長期的には、本事業の成果を広く普及させることで、コミュニティビジネス創出育成の環境整備に貢献することも目標としている。

1 - 2

事業の方針

1. 「地域におけるコミュニティビジネス創出推進のための5箇条」を重視

関東経済産業局では、コミュニティビジネスのビジネスモデル、先進地域におけるコミュニティビジネスの実態調査、インターメディアリー構築推進プロジェクト調査等を実施している。また、平成15年3月には広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会を発足させ、同時にこれまでの調査の集大成ともいえる「コミュニティビジネスの現状と課題 - その推進に向けて - 」の中で、「地域におけるコミュニティビジネス創出推進のための5箇条」を提言している。

本事業は、これまで行なわれてきた調査や提言の次のステップとして位置付け、「地域におけるコミュニティビジネス創出推進のための5箇条」をベースに、提言を具体化するコミュニティビジネス創出育成のための行動計画の策定等のモデル事業を検討、実施した。

「地域におけるコミュニティビジネス創出推進のための5箇条」とは

1. 意識啓発と社会的評価

コミュニティビジネスに対する理解を深め、コミュニティビジネスが、地域の身近な課題の解決のためにいかに重要で、役に立つかの意識改革・啓発を行うことが必要である。

2. 地域の課題と解決策の共有・協働化

コミュニティビジネスが地域の課題を解決するには、地域社会が、地域の課題を把握した上で、その解決方法や手段を共有化し、地域の資源を活用することで事業を興し、発展していくことが期待される。

3. 中間支援機関の構築

地域においてコミュニティビジネスを支援する中間支援組織(インターメディアリー)を構築し、地域社会全体でコミュニティビジネスを支えていくシステムを構築していくことが重要である。

4. 行政のサポートと規制緩和

行政は、コミュニティビジネス事業者やコミュニティビジネスを支援する中間支援組織に対し、理解と協力、支援を実施していくことが重要であり、特に規制緩和によって、公共サービスの民間への開放を検討する必要がある。

5. プラットフォームによる情報交流

地域においてコミュニティビジネス事業者、中間支援組織、市民、企業、行政間のネットワークを構築し、情報の交流・共有、地域資源の有効活用、支援の効果的実施等がはかられる仕組み、プラットフォームを創ることが重要である。さらに、より広域的な情報交流等も必要であり、このために、地域を超えたネットワークを含む広域的なプラットフォームの構築が望まれる。

2. 地域の行政、経済団体及びNPOと一緒に事業を展開する

コミュニティビジネスは地域住民による地域発のベンチャービジネスである。市場が失敗し、行政では手が届きにくい事業を、市民が主体となり、行政や企業との連携の下、地域課題の解決を行なうビジネスである。

地方自治体側も、まちづくり、生活支援、福祉等の分野での新たな担い手としてコミュニティビジネスに期待している。

本事業は、コミュニティビジネスの創出育成には、地域の行政、経済団体及びNPOのパートナーシップが特に重要と考え、地元行政、経済団体及びNPOが同じ目線となって事業を展開すべきとの考えの基に実施した。

そのため、地元地域を中心とした委員会を組成し、地元の意向やニーズを十分取り入れた事業を展開した。

1 - 3 事業の内容

本事業では、国土交通省関東地方整備局と連携、観光交流空間づくりモデル事業「ひたちとふさのジョイントアップ・プロジェクト」をベースに、千葉県館山市（南部地域）、千葉県佐原市・茨城県鹿嶋市・茨城県潮来市（中部地域）、茨城県ひたちなか市（北部地域）をモデル地域として選定し、基本計画を策定、南部地域においては基本計画に基づく事業を実施し、その効果を検証した。

また、コミュニティビジネスの支援体制を構築している各地の先進事例を調査し、その特徴等を分析している。

1．支援体制の整備

行政、商工会議所・商工会等経済団体、地元企業、NPO・コミュニティビジネス実施者等から構成されるコミュニティビジネスサポート連絡会議を各地域で立ち上げた。

2．基本計画の策定

コミュニティビジネスサポート連絡会議の中で、地域においてコミュニティビジネスを創出し育成するための基本目標、基本方針や行動計画を示した基本計画を策定した。

3．モデル事業の実施

南部地域（館山市）でコミュニティビジネスの創出・育成を促進するため、観光交流をテーマとし、「特定コミュニティビジネス団体支援モデル」と「横の連携モデル」を実施した。

4．先進地域事例調査

コミュニティビジネス創出育成のための重要成功要因を導き出すことを目的として、先進地域に対するヒアリング調査を実施した。

なお、対象地域の選定に当たっては、コミュニティビジネス創出育成のための効果的支援体制を観点とした。

本報告書では、コミュニティビジネスを、必要に応じてCBまたはコミュニティ・ビジネスと表現している。